

グローバルIPネットワークサービス利用規約【現改比較表】2026年3月19日現在

～2026年3月18日

2026年3月19日～

グローバルIPネットワークサービス利用規約

グローバルIPネットワークサービス利用規約

第1章 総則

第1章 総則

第1条～第4条 (略)
(定義)

第1条～第4条 (略)

第5条 本規約において以下の用語は以下のことを意味します。

| 用 語 | 定 義 |
|---|--|
| 1～2 (略) | (略) |
| 3 グローバルIPネットワーク | 主としてインターネット網に接続することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体して設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じとする。） |
| 4～7 (略) | (略) |
| 8 アクセスコード | 契約者がグローバルIPネットワークサービスを利用できるように当社により割り当てられたコード及びパスワード |
| 9～18 (略) | (略) |
| 19 回線収容部 | アクセスライン又は構内配線と接続する契約者指定回線を収容するために当社が設置する電気通信設備 |
| 20～28 (略) | (略) |
| 29 FQDN (Fully Qualified Domain Name) | ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずすべてを指定した記述形式（例 www.ntt.com等） |

| 用 語 | 定 義 |
|-----------------------|---|
| 1～2 (略) | (略) |
| 3 グローバルIPネットワーク | NTT DATA, Incより当社が仕入れたGlobal IP Networkに係るものであって、主としてインターネット網に接続することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体して設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じとする。） |
| 4～7 (略) | (略) |
| 8 削除 | 削除 |
| 9～18 (略) | (略) |
| 19 回線収容部 | アクセスライン又は構内配線と接続する契約者指定回線を収容するために当社が設置する電気通信設備（ 契約者指定回線との接続点であって、ポートともいいます。 ） |
| 20～28 (略) | (略) |
| 29 削除 | 削除 |

グローバルIPネットワークサービス利用規約【現改比較表】2026年3月19日現在

～2026年3月18日

2026年3月19日～

| | |
|-----------------------------------|--|
| 30 オリジンサーバ | グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置する Webサーバ |
| 31 キャッシュサーバ | グローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ |
| 32 グローバルDNSサービス機能 | エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュサーバに振り分ける機能 |
| 33～35 (略) | (略) |

| | |
|-----------------------|--------------------|
| 30 削除 | 削除 |
| 31 削除 | 削除 |
| 32 削除 | 削除 |
| 33～35 (略) | (略) |

第6条～第8条 (略)

第2章 契約

第9条～第13条 (略)

(届出事項の変更等)

第14条 契約者は、申込書に記載された契約者の名称、住所、その他グローバルIPネットワークサービス契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出て頂きます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 本条第1項に規定する変更の申し出を怠ったときにより不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第15条～第21条 (略)

第3章 利用中止等

第6条～第8条 (略)

第2章 契約

第9条～第13条 (略)

(届出事項の変更等)

第14条 契約者は、申込書に記載された契約者の名称、住所、その他グローバルIPネットワークサービス契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出て頂きます。

2～3 (略)

第15条～第21条 (略)

第3章 利用中止等

グローバルIPネットワークサービス利用規約【現改比較表】2026年3月19日現在

～2026年3月18日

2026年3月19日～

(利用中止)

第22条 当社は、次の場合には、グローバルIPネットワークサービスの利用を中止することがあります。

(1)～(3) (略)

2 当社は、前項の規定によりグローバルIPネットワークサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのグローバルIPネットワークサービスの料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなったグローバルIPネットワークサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのグローバルIPネットワークサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(5) (略)

2 当社は、前項の規定によりグローバルIPネットワークサービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第24条～第25条 (略)

第4章 料金等

第26条～第27条 (略)

(利用料金の計算方法)

第28条 当社は、本規約に基づき契約者に提供するグローバルIPネットワークサービスの利用料金を、暦月毎に計算します。但し、次のいずれかの場合には、当該月額利用料金を利用日数に応じて日割りするものとします。なお、当該月額利用料金の日割りは、暦月数により行います。

(1)～(4) (略)

第29条～第36条 (略)

第5章～第6章 (略)

(利用中止)

第22条 当社は、次の場合には、グローバルIPネットワークサービスの利用を中止することがあります。

(1)～(3) (略)

2 当社は、前項の規定によりグローバルIPネットワークサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのグローバルIPネットワークサービスの料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなったグローバルIPネットワークサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのグローバルIPネットワークサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(5) (略)

2 当社は、前項の規定によりグローバルIPネットワークサービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむをえない場合は、この限りではありません。

第24条～第25条 (略)

第4章 料金等

第26条～第27条 (略)

(利用料金の計算方法)

第28条 当社は、本規約に基づき契約者に提供するグローバルIPネットワークサービスの利用料金を、暦月毎に計算します。但し、次のいずれかの場合には、当該月額利用料金を利用日数に応じて日割りするものとします。なお、当該月額利用料金の日割りは、暦月の日数により行います。

(1)～(4) (略)

第29条～第36条 (略)

第5章～第6章 (略)

グローバルIPネットワークサービス利用規約【現改比較表】2026年3月19日現在

～2026年3月18日

2026年3月19日～

第7章 雑則

(承諾の限界)

第41条 当社は、契約から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由を契約者に通知することとします。

第42条～第45条 (略)

第46条 契約者は、アクセスコードを許可がない者に知られることのないよう管理しなければなりません。契約者は、アクセスコードが外部に漏れた疑いがあるときは、当社に速やかに通知し、可能であれば、アクセスコードを変更するものとします。契約者がアクセスコードを変更できないときには、当社は、契約者の要請に応じて、新しいアクセスコードを発行することとします。当社は、アクセスコードのセキュリティが危険にさらされていると考える場合には、これを取り消すことができます。当社は、契約者に通知の上、契約者のアクセスコードを随時変更できるものとします。

第47条～第52条 (略)

第7章 雑則

(承諾の限界)

第41条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由を契約者に通知することとします。

第42条～第45条 (略)

第46条 削除

第47条～第52条 (略)

グローバルIPネットワークサービス利用規約【現改比較表】2026年3月19日現在

～2026年3月18日

2026年3月19日～

(別紙1) トランジットサービス提供条件書

1. サービスメニュー

本トランジットサービス提供条件書で規定するグローバル IP ネットワークサービスには以下のメニューがあります

| グローバルIP ネットワーク サービス | 種類 | | SLA |
|---------------------------|------------|-----------------------------------|------|
| | トランジットサービス | | 対象 |
| | 付加サービス | IPv6/IPv4デュアルサービス | 対象 |
| | | バックアップポートサービス | 対象外 |
| | | DNSサービス | 対象外 |
| | | IPアドレス割当サービス | 対象外 |
| | | ブラックホールサービス | 対象外 |
| | | DDoSプロテクションサービス | 一部対象 |

2. (略)

3. サービス提供条件

- 1) (略)
- 2) 契約の単位は[アクセスライン毎です。](#)
- 3)～8) (略)
- 9) トランジットサービスにおいて提供するインターフェース、[アクセスライン](#)は別途申込書に定めます。
- 10)～11) (略)

4. 従量型料金の課金方式

当社は従量型料金の課金方式として、95%ピーク課金方式および、[平均課金方式の二つの方式](#)をご提供しています。[いずれかの方式を事前にお選びいただき](#)、それにより算出した課金対象使用量と申込書に定める料金に基づき毎月のご利用料金を決定いたします。

(別紙1) トランジットサービス提供条件書

1. サービスメニュー

本トランジットサービス提供条件書で規定するグローバル IP ネットワークサービスには以下のメニューがあります

| グローバルIP ネットワーク サービス | 種類 | | SLA |
|---------------------------|------------|-----------------|------|
| | トランジットサービス | | 対象 |
| | 付加サービス | IPアドレス割当サービス | 対象外 |
| | | DDoSプロテクションサービス | 一部対象 |

2. (略)

3. サービス提供条件

- 1) (略)
- 2) 契約の単位は[ポート毎です。](#)
- 3)～8) (略)
- 9) トランジットサービスにおいて提供するインターフェース、[ポート及び帯域](#)は別途申込書に定めます。
- 10)～11) (略)

4. 従量型料金の課金方式

当社は従量型料金の課金方式として、95%ピーク課金方式をご提供しています。[従量型料金を選択した場合は](#)、それにより算出した課金対象使用量と申込書に定める料金に基づき毎月のご利用料金を決定いたします。

グローバルIPネットワークサービス利用規約【現改比較表】2026年3月19日現在

～2026年3月18日

2026年3月19日～

1) 課金方式のしくみ

95%ピーク課金方式のしくみは以下のとおりです。

(1)～(4) (略)

平均課金方式のしくみは以下のとおりです。

(1) 5分毎にインバウンドトラフィックとアウトバウンドトラフィックを当社の機器により測定し、各々の5分間の平均のデータ転送量 (bps) を計算します。

(2) 全ての5分間の平均データ転送量を元に、インバウンドトラフィックとアウトバウンドトラフィックそれぞれにおいて当該月の平均データ転送量を算出します。

(3) インバウンドトラフィックとアウトバウンドトラフィックの平均データ転送量のうち、値の大きい方をその月の課金対象使用量として採用します。

2) 計測対象期間

いずれの課金方式においても、平均データ転送量の計測は、以下に規定する計測対象期間において、回線収容部毎に行います。

(略)

5. 付加サービス提供条件

1) IPv6/IPv4デュアルサービス

(1) IPv6/IPv4デュアルサービスは、一本のアクセスラインでグローバル IP ネットワークにおいて IPv4 及び IPv6 双方のプロトコルによるパケット通信を行うことを可能にするサービスです。

(2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。

(3) 本付加サービス単独でのお申込の場合、設定工事に係る工事費をいただきます。金額は申込書に定めます。

(トランジットサービスと同時にお申込いただく場合、本付加サービスに係る設定工事費の追加支払いは不要です。)

(4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。

○初期費用

IPv6/IPv4デュアルサービス工事費

1) 課金方式のしくみ

95%ピーク課金方式のしくみは以下のとおりです。

(1)～(4) (略)

2) 計測対象期間

平均データ転送量の計測は、以下に規定する計測対象期間において、回線収容部毎に行います。

(略)

5. 付加サービス提供条件

1) 削除

グローバルIPネットワークサービス利用規約【現改比較表】2026年3月19日現在

～2026年3月18日

2026年3月19日～

2) バックアップポートサービス

(1) バックアップポートサービスは、トランジットサービス用のルータとは別のルータのポートをスタンバイ用として用意し、スタンバイ用ルータと契約者の端末設備間に予備回線を設置して、当社の電気通信設備の障害により通信が全くできない状態が生じた場合に自動的に瞬時に予備回線に切り替えるサービスです。

(2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。

(3) ご利用になるアクセスラインの種類によって、このサービスを利用できない場合があります。

(4) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。

(5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。

○初期費用

バックアップポートサービス工事費

○月額利用料金

バックアップポートサービス使用料

3) DNSサービス

(1) DNSサービスは、当社の電気通信設備により契約者が取得した独自ドメインのホスト名/IPアドレスの相互変換を行うDNS (Domain Name System) 機能を提供するサービスです。契約者のご要望によりプライマリまたはセカンダリDNS機能を提供します。

(2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。

(3) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。

(4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。

○初期費用

プライマリDNSサービス工事費

○月額利用料金

プライマリDNSサービス使用料

4) (略)

2) 削除

3) 削除

4) (略)

グローバルIPネットワークサービス利用規約【現改比較表】 2026年3月19日現在

～2026年3月18日

2026年3月19日～

5) ブラックホールサービス

(1) ブラックホールサービスは、1IPを表す経路に特別なコミュニティ（ブラックホールコミュニティ）を付与して経路広告いただくことにより、そのIP宛のパケットを自動的に廃棄するサービスです。

(2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。

(3) 本付加サービスのご利用には、事前にグローバルIPネットワーク側にて設定工事が必要となります。

(4) 本付加サービス単独でのお申込の場合、(3)に定める設定工事に係る工事費をいただきます。金額は申込書に定めます。

(トランジットサービスと同時に申し込まれる場合、本付加サービスに係る設定工事費の追加支払いは不要です。)

(5) 無効化するIPはIPv4で 1IP(/32)単位であり、お客様より経路広告していただきます。

(6) ブラックホールコミュニティを付与したIP宛への通信は全て無効化され、当該IPは利用不可となります。

(7) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。

○初期費用

通網工事費(トランジットサービス)

6) DDoSプロテクションサービス

(1)～(5) (略)

(6) DDoS Mitigation機能（DDoS On-Request Mitigation機能、DDoS Self-Initiated Mitigation機能及びDDoS Auto-Mitigation機能をいいます。以下同じとします。）では以下の機能を提供します。

(i) 当社は、契約者からの申告に基づき（DDoS Auto-Mitigation機能の場合は自動的に）、影響を軽減する措置を実施します。当該措置の解除については当社の判断に基づき実施します。当該措置の実施から解除までを「DDoS軽減イベント」といいます。

(ii) (略)

(7)～(12) (略)

5) 削除

6) DDoSプロテクションサービス

(1)～(5) (略)

(6) DDoS Mitigation機能（DDoS On-Request Mitigation機能、DDoS Self-Initiated Mitigation機能及びDDoS Auto-Mitigation機能をいいます。以下同じとします。）では以下の機能を提供します。

(i) 当社は、契約者からの申告に基づき（DDoS Auto-Mitigation機能の場合は自動的に）、影響を軽減する措置を実施します。当該措置の解除については契約者からの申告に基づき（DDoS Auto-Mitigation機能の場合は自動的に）実施します。当該措置の実施から解除までを「DDoS軽減イベント」といいます。

(ii) (略)

(7)～(12) (略)

グローバルIPネットワークサービス利用規約【現改比較表】2026年3月19日現在

～2026年3月18日

2026年3月19日～

6. トランジットサービスに係るサービス品質保証 (SLA)

- 1) (略)
- 2) 保証内容と返還方針
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 故障通知

当社は、日本国内のPOPに接続されたアクセスラインまたは構内配線の契約者設備側の終端に設置した自営端末設備等をPingにより監視し、当社が定める期間継続して応答がなかった場合故障を検知したとみなし、その故障を検知した時刻から起算して30分以内に契約者が指定するメールアドレスもしくはFAX番号へ故障の発生をお知らせすることができなかったときは、その暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。故障を検知した後30分以内に故障の発生をお知らせできないことが1の暦月において複数回となる場合は、それぞれの返還金額の合計を返還します。この場合において、[可用性](#)による料金返還額は月額利用料金を上限とします。

(5)～(7) (略)

3)～5) (略)

7. ～8. (略)

(別紙2)～(別紙5) (略)

6. トランジットサービスに係るサービス品質保証 (SLA)

- 1) (略)
- 2) 保証内容と返還方針
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 故障通知

当社は、日本国内のPOPに接続されたアクセスラインまたは構内配線の契約者設備側の終端に設置した自営端末設備等をPingにより監視し、当社が定める期間継続して応答がなかった場合故障を検知したとみなし、その故障を検知した時刻から起算して30分以内に契約者が指定するメールアドレスもしくはFAX番号へ故障の発生をお知らせすることができなかったときは、その暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。故障を検知した後30分以内に故障の発生をお知らせできないことが1の暦月において複数回となる場合は、それぞれの返還金額の合計を返還します。この場合において、[故障通知](#)による料金返還額は月額利用料金を上限とします。

(5)～(7) (略)

3)～5) (略)

7. ～8. (略)

(別紙2)～(別紙5) (略)

[附 則 \(令和8年3月11日 CNS1サ第000400015816-01号\)](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和8年3月19日から実施します。](#)

[\(経過措置\)](#)

[2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約に包含されるものとみなして取り扱うものとします。](#)

グローバルIPネットワークサービス利用規約【現改比較表】 2026年3月19日現在

～2026年3月18日

2026年3月19日～

グローバルIPネットワークサービス契約
トランジットサービスに係るもの
付加サービスに係るもの
 ・ IPv6/IPv4デュアルサービスに
係るもの
 ・ ブラックホールサービスに係る
もの

グローバルIPネットワークサービス契約
トランジットサービスに係るもの

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているトランジットサービスの従量型料金（平均課金方式のものに限ります。）及び付加サービス（バックアップポートサービス及びDNSサービスに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。